京都市告示第 8 2 号

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)公園を変更したので、 法第21条第2項の規定において準用する法第20条第1項の規定により次のとおり告示 し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供します。

令和5年4月25日

京都市長 門川大作

- 1 公園の名称
  - 2 · 2 · 1 1 7 号 松賀茂公園 (1 1 7 号 松賀茂児童公園)
  - 3・3・150号 深草西浦南公園
  - ( ) 書きは変更前
- 2 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

2 · 2 · 1 1 7 号 松賀茂公園

京都市左京区松ケ崎芝本町及び松ケ崎呼返町の各一部

3・3・150号 深草西浦南公園

京都市伏見区竹田中川原町の一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

(都市計画局都市企画部都市計画課)